

札幌国際プラザ・インターンシッププログラムに関する覚書

«大学名»(以下「甲」という。)と公益財団法人札幌国際プラザ(以下「乙」という。)は、インターンシッププログラムの実施に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

1 目的

本覚書は、甲の学生が体験するインターンシップを甲及び乙が協力して実施することにより、甲の学生に対するキャリア教育支援及び国際的な人材育成の一助とすることを目的とする。

2 協定期間

本協定の有効期間は、インターン実施期間(乙が行う実習の開始日から終了日まで)とする。

3 条件等

- (1) 乙の指示に違反する行為があった場合は、直ちに実習を中止する。
- (2) 甲は学生に対し、自己の安全に留意させるものとする。
- (3) プログラム中に事故が発生した場合、乙の故意・過失に基づくものでない限り乙は免責されるものとする。
- (4) 通勤途中の事故、災害については乙の責に帰さない。

4 遵守事項

甲は派遣した学生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) インターンシップ実施期間中は乙の指示に従うこと。
- (2) 乙の機密を遵守し、他に漏洩しないこと。
- (3) 乙の名誉を毀損するような行為は行わないこと。
- (4) 乙の営む事業を妨害するような行為は行わないこと。
- (5) 乙に誓約書又はそれに準ずるものを提出させること。

5 保険加入

甲は、インターンシップを行う学生を次に掲げるもしくはそれに準ずる保険に加入させなければならない。

- (1) 学生教育研究災害傷害保険
- (2) 学研災付帯賠償責任保険

様式2

6 損害賠償

故意又は過失により乙に損害を与えた場合には、甲が誠意を持ってこれを処理する。

7 協議

この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して生じた疑義については、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

この覚書の締結を証して本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を所持する。

令和 年 月 日

住所

甲 学校名

代表者名

印

住所 札幌市中央区北1条西3丁目

札幌MNビル3階

乙 事業者名 公益財団法人札幌国際プラザ

代表者名 理事長 町田 隆敏

印